

電気需給契約に関する重要事項説明書

お客さまが、株式会社C D Eナジーダイレクト（以下「当社」といいます。）に電気使用の申し込みをしていただくにあたり、当社が電気事業法に基づき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、電気の供給及び使用に関する契約（以下「電気需給契約」といいます。）の詳細は、電気基本契約要綱及び電気個別要綱（以下「要綱等」といいます。）に定めています。当社は、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面の交付（契約締結前書面）及び同法第2条の14第1項に基づく書面の交付（契約締結後書面）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、要綱等を当社のホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

電気使用の申し込み、電気需給契約の成立及び契約期間

- お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ要綱等を承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにし、所定の様式により申し込みをしていただきます。
- 申し込みは、当社所定の場所で受け付けます。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申し込みを受け付けることがあります。
- 電気需給契約の申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものいたします。
 - 要綱等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなおお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知すること。
 - 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）が託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）において定める需要家等に関する事項を遵守すること。
 - 電気需給契約に基づきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、託送約款等に基づく接続供給のために接続供給会社が必要とする事項について、接続供給会社に当社が情報を提供すること。
- 電気需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます）の末日までといたします。
- 契約期間満了に先立って、原則として、契約期間満了日の3か月前までにお客さまと当社の双方が、電気需給契約の廃止又は変更について書面等による申し入れを行わない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。
- 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他によって、申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

使用開始予定日

- 当社へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前の小売電気事業者（旧小売電気事業者）との解約や接続供給会社との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の、接続供給会社の託送約款等に定める計量日（次回計量日又は次々回計量日）といたします。
- 転宅等で新たに電気の使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- 供給開始後にご契約内容をお知らせする書面を送付いたします。
- 旧小売電気事業者への解約連絡は当社がお客さまに代わり行いますので、当社の供給開始とともに旧小売電気事業者との契約は解約されます。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

料金プラン・割引種別の適用等

- 料金プラン・割引種別はお客さまからの申し込みに基づき適用いたします。
- 当社とのガス需給契約の解約等で適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡いただきます。

電気需給契約に関する重要事項説明書

供給電圧及び周波数

当社が供給する電気の供給電圧及び周波数は次の通りです。

[供給電圧]標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルト

[周波数]標準周波数 50 ヘルツ（一部地域は 60 ヘルツ）

電気ご使用量の計量や電気料金の算定方法等

- (1) 接続供給会社が託送約款等に基づき計量した値を用いて、その料金算定期間の使用量を算定いたします。計量器は、託送約款等に基づき接続供給会社が設置いたします。料金の算定期間における使用量は、30 分ごとの使用量の合計として算定いたします。
- (2) 計量器の故障や特別の事情等があり、使用量の算定に計量値等を用いることが適当でないときには、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって使用量を定めます。
- (3) 当社は、その使用量を WEB 会員サービス「カテエネ」・「ビジエネ」によりお客さまへお知らせいたします。（供給開始後に当社より送付するご契約内容をお知らせする書面内に「カテエネ」・「ビジエネ」の登録方法を記載しています。）
- (4) 当社は、電気個別要綱の料金表を適用して、その使用量に基づき電気料金を算定いたします。
- (5) 料金算定期間は、計量日（電力量又は最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間とします。また、お引越等により、ご使用期間が 1 か月に満たない場合、要綱等に定める算定式に基づき日割り計算を行います。
- (6) 電気料金は、契約電流、契約容量若しくは契約電力によって決まる「基本料金」と、電気ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計（割引制度の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いた金額）に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、適用する割引種別により割引額には上限があります。※再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細及び適用単価は、当社ホームページ等をご確認ください。

<計算方法>



- (7) 料金プランの料金表及び適用条件については、要綱等をご確認ください。

電気料金等のお支払い

- (1) 電気料金又は延滞利息については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、電気料金又は延滞利息は原則として、口座振替又はクレジットカード払いによりお支払いいただきます。ただし、供給開始後、お支払方法の手続きが完了するまでに電気料金又は延滞利息をお支払いいただく場合等には、振込用紙によりお支払いいただきます。
- (2) お客さまが、電気需給契約と同一の需要場所において当社とガス需給契約を締結されている場合の電気料金は、原則として、そのガス需給契約におけるガス料金の支払いと同一の方法により、ガス料金とあわせてお支払いいただきます。
- (3) 電気料金の支払義務は、要綱等の定めに基づき、原則として、検針日の属する月の翌月第 3 営業日に発生し、支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (4) 支払期限日を経過してもなお電気料金のお支払いがない場合は、要綱等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。

電気需給契約に関する重要事項説明書

燃料費調整

- (1) 原油や LNG、石炭価格の変動を燃調費調整によって毎月の電気料金に反映します。
- (2) 各月に適用する燃料費調整単価は、3か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて（例）】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
1～3月の貿易統計価格					6月分 電気料金		
	2～4月の貿易統計価格					7月分 電気料金	
		3～5月の貿易統計価格					8月分 電気料金

- (3) **燃料費調整額に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（86,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次の通り算定いたします。**

※燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

なお、当社の燃料費調整単価には、上限設定がありません。



【毎月の平均燃料価格】

平均燃料価格(原油換算 1kl あたり) = $0.0048 \times A + 0.3827 \times B + 0.6584 \times C$

※100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入

A : 3 か月における 1kl あたりの平均原油価格

B : 3 か月における 1t あたりの平均 LNG 価格

C : 3 か月における 1t あたりの平均石炭価格

※単位は 1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入

【基準単価】

平均燃料価格が 1,000 円/kl 変動した場合の値 : 0.183 円/kWh

- (4) 各月に適用する燃料費調整単価は、適用 2 か月前の月末に当社ホームページにてお知らせします。最新の燃料費調整単価はや平均燃料価格の推移については、当社ホームページをご確認ください。



電気需給契約に関する重要事項説明書

お客様の申し出による電気需給契約の変更又は解約

- (1) お客様のお申し出による契約の変更及び転宅等による解約については、当社ホームページ又は当社問い合わせ先へのお電話により、お手続きをしていただきます。転宅等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の3営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- (2) お客様が当社から他の小売電気事業者へスイッチングされる場合の解約については、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。(当社への解約のお申し出は不要です。)
- (3) お客様が契約電流、契約容量若しくは契約電力を新たに設定し、又は増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約容量若しくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は電気需給契約の消滅又は変更の日に、電気料金及び工事費を精算していただきます。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、又は非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

当社からの申し出による電気需給契約の変更又は解約

- (1) 当社は、要綱等を変更することがあります。この場合には、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の計量日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の要綱等によります。その場合には、変更後の要綱等を当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、お客様は、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- (2) 要綱等又は電気需給契約の内容を変更する場合は、次項に定める場合を除き、電気事業法第2条の13第2項に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14第1項に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- (3) 要綱等又は電気需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、電気事業法第2条の13第2項に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものといたします。また同法第2条の14第1項に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。
- (4) **お客様が支払期限日をさらに20日経過しても電気料金のお支払いがない場合、当社と他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の電気料金についてお支払いがない場合、又は要綱等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務のお支払いがない場合には、当社は電気需給契約を解約することがあります。また、電気を不正に使用した等、当社が要綱等に定める一定の事由に該当するときは、電気の供給を停止又は解約することがあります。**
- (5) **お客様が、当社に電気の使用廃止の通知をすることなく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、当社及び接続供給会社が需給を終了させるための処置を行なった日に契約を解約いたします。**

工事費等の負担

当社が、接続供給会社からお客様の需要場所に対応する供給地点に係る工事費等の負担を求められた場合には、当社は、その金額をお客さまから、原則として、当社又は接続供給会社の工事着手前に申し受けます。また、当社は、接続供給会社の設計変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、接続供給会社との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものといたします。

電気需給契約に関する重要事項説明書

需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社又は接続供給会社は、供給設備又は計量器等の設計、施工、改修又は検査や、計量器の検針又は計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

違約金及び設備賠償金

- (1) お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、そのために電気料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (2) 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。
- (3) お客さまが故意又は過失によって、その需要場所内の当社又は接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について、当社設備の場合かつ修理可能であるときは修理費、当社設備の場合かつ亡失又は修理不可能であるときは、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。また、接続供給会社の設備の場合は、接続供給会社に生じた損害の賠償に要する金額を賠償していただきます。

保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社及び接続供給会社にご連絡いただくようご協力ください。この場合には、接続供給会社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - A 電気の供給に必要な電気工作物に異状、若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - I お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、接続供給会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社が保安上必要と認めるときは、その期間について、接続供給会社は(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) その他、接続供給会社の託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

その他

- (1) お客さまが当社にスイッチングされると、旧小売電気事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。
- (2) クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、契約の締結を希望される小売電気事業者へ申し込みいただく必要があります。
- (3) 当社又は接続供給会社が解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さま又は第三者が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (4) 当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

電気需給契約に関する重要事項説明書

【料金表】

(1) ベーシックでんき B			
			料金 (税込)
基本料金 (1か月あたり)	契約電流	10A	276.90円
		15A	415.35円
		20A	553.80円
		30A	830.70円
		40A	1,107.60円
		50A	1,384.50円
		60A	1,661.40円
電力量料金	第1段階料金	120kWhまで	29.90円
	第2段階料金	120kWhを超え300kWhまで	35.59円
	第3段階料金	300kWhを超えたもの	36.50円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■ 割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

■ ポイント

料金連動ポイント	電気料金 (税込) 100円につき 1ポイント
----------	-------------------------

カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。

【適用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

【割引】

- ① ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
 - イ ベーシックでんきBの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ ベーシックでんきBの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- ② ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- ③ ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

電気需給契約に関する重要事項説明書

(2) ベーシックでんきC

			単位	料金 (税込)
基本料金 (1 か月あたり)			1kVA	276.90 円
電力量料金	第 1 段階料金	120kWh まで	1kWh	29.90 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで		35.59 円
	第 3 段階料金	300kWh を超えたもの		36.50 円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■ 割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

■ ポイント

料金連動ポイント	電気料金 (税込) 100 円につき 1 ポイント
----------	---------------------------

カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。

【適 用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が6キロボルトアンペア以上である需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

【割 引】

- ① ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
 - イ ベーシックでんきCの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ ベーシックでんきCの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- ② ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- ③ ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

電気需給契約に関する重要事項説明書

(3) シングルでんき

			単位	料金 (税込)
基本料金 (1 か月あたり)		30A	1 契約	885.72 円
		40A		1,180.96 円
		50A		1,476.20 円
		60A		1,771.44 円
電力量料金	第 1 段階料金	120kWh まで	1kWh	30.00 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで		36.60 円
	第 3 段階料金	300kWh を超えたもの		40.69 円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■ 割引

定額割	1 月につき 100 円
ガスセット割	0.5%

■ ポイント

料金連動ポイント	電気料金 (税込) 100 円につき 1 ポイント
----------	---------------------------

カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。

【適用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

【割引】

- 1月につき100円の定額割引を適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、定額割引を適用いたしません。
- ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
 - イ シングルでんきの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ シングルでんきの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

電気需給契約に関する重要事項説明書

(4) ファミリーでんき

			単位	料金 (税込)
基本料金 (1 か月あたり)	契約電流	10A	1 契約	276.90 円
		15A		415.35 円
		20A		553.80 円
		30A		830.70 円
		40A		1,107.60 円
		50A		1,384.50 円
		60A		1,661.40 円
電力量料金	第 1 段階料金	300kWh まで (定額)	1kWh	10,085.20 円
	第 2 段階料金	300kWh を超える分		35.59 円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■ 割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

■ ポイント

料金連動ポイント	電気料金 (税込) 100 円につき 1 ポイント
----------	---------------------------

カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。

【適用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

【割引】

- ① ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
 - イ ファミリーでんきの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ ファミリーでんきの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- ② ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- ③ ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

電気需給契約に関する重要事項説明書

(5) スマートでんきB

			単位	料金 (税込)
基本料金 (1 か月あたり)	契約電流	10A	1 契約	295.24 円
		15A		442.86 円
		20A		590.48 円
		30A		885.72 円
		40A		1,180.96 円
		50A		1,476.20 円
		60A		1,771.44 円
電力量料金	時間帯	午前 6 時～翌日午前 1 時	1kWh	35.96 円
		午前 1 時～午前 6 時		28.06 円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■ポイント

料金連動ポイント	電気料金 (税込) 100 円につき 1 ポイント
----------	---------------------------

カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。

【適 用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

電気需給契約に関する重要事項説明書

(6) スマートでんきC

			単位	料金 (税込)
基本料金 (1 か月あたり)			1kVA	295.24 円
電力量料金	時間帯	午前 6 時～翌日午前 1 時	1kWh	35.96 円
		午前 1 時～午前 6 時		28.06 円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■ポイント

料金連動ポイント	電気料金 (税込) 100 円につき 1 ポイント
----------	---------------------------

カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。

【適用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が 6 キロボルトアンペア以上である需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

株式会社 C D エナジーダイレクト (小売電気事業者登録番号 A 0 4 9 0)

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目 5 番 1 号

お問い合わせ先 0 1 2 0 - 8 1 1 - 7 9 2

受付時間 平日 9 時～19 時・土日、祝日、1/2、1/3 9 時～17 時

当社ホームページ <http://www.cdedirect.co.jp/>

エンタメでんきに関する重要事項説明書

料金の特徴

- エンタメでんきは、ご契約いただくことで、当社がお送りする Amazon ギフトカードのギフトカード番号（以下、「ギフトカード番号」といいます。）により、アマゾンジャパン合同会社が提供する「Amazon プライム」がご利用可能になるプランです。

ギフトカード番号について

- 当社は、エンタメでんきを契約のお客さまに対して、エンタメでんきを新たに契約したとき（当社の他の契約プランからの変更を含みます。）には、料金適用開始の日が属する月の翌月中旬頃に、契約期間の開始日時点の Amazon プライム年会費に相当する額のギフトカード番号を通知いたします。また、契約を継続されたときには、新たな契約期間の開始月の中旬頃に、新たな契約期間の開始日時点での Amazon プライム年会費に相当する額のギフトカード番号を通知いたします。
- 通知ハガキに記載の所定の方法にて、Amazon の WEB サイト上に、お客さまご自身でギフトカード番号を入力していただくことにより、Amazon プライムを 1 年間ご利用いただくことができます。
- ギフトカード番号を受け取られましたら、速やかに入力してください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- ギフトカード番号の登録前に Amazon プライムをご契約される場合、またはギフトカード番号登録前に Amazon プライムの契約を更新される場合、ギフトカード番号を登録するまでの期間の Amazon プライム会費は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。（さかのぼってギフトカード番号を適用することはできません。）
- ギフトカード番号をプライム会費に適用したい場合、ギフトカード番号をアカウントへ登録の上、プライム会費の支払方法設定画面で「ギフトカード残高を適用」のチェックを入れていただくことで、次回更新時の支払いにお客さまの Amazon ギフトカード残高が優先的に使用されます。ただし更新時点で Amazon ギフトカード残高がプライム会費に不足する場合は、差額がお客さまが登録されている支払手段（クレジットカード等）に対して請求されます。
- Amazon ギフトカードを Amazon プライム年会費の支払いに適用される場合、Amazon プライム更新日にギフトカード残高から支払われるものであり、ギフトカード交換日ではありませんのでご注意ください。
- ギフトカード番号の通知後は、事情に関わらず、新たなギフトカード番号の発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- Amazon ギフトカードを当社の電気・ガス料金等へ充当することはできません。
- Amazon プライムのサービス内容については、アマゾンジャパン合同会社が定める、Amazon プライム会員規約に基づくものといたします。アマゾンジャパン合同会社が Amazon プライムの年会費を変更した場合等の Amazon プライム会員規約の変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- Amazon プライムのご利用にはクレジットカードまたはキャリア決済の登録が必要です。
- Amazon ギフトカードは、Amazon サイト内でのお買い物でもご利用いただけます。

契約期間について

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月をひと月目として 12 か月目の月の末日といたします。

契約の更新について

- ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。

契約種別の変更・解約について

エンタメでんきに関する重要事項説明書

- 契約期間途中で、需給契約の廃止（他社へのスイッチングを含みます。）、当社による解約、他の契約プランへの変更により、お客さまにエンタメでんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1か月あたり490円を乗じた金額を解約金として当社にお支払いいただきます。また、解約金はギフトカード番号のご使用有無にかかわらず請求いたします。ただし、料金適用開始の日が属する月（契約を継続されたときの、新たな契約期間の開始月を除きます。）または契約期間満了日が属する月の前月1日から契約期間満了日までの期間に、お客さまにエンタメでんきの適用がなくなった場合は、当社は解約金をいたしません。

Amazon プライムの退会処理について

- エンタメでんきの解約後、Amazon プライムの継続利用を希望されない場合は、お客さまにて、Amazon プライムの退会手続きを行ってください。
- Amazon プライムの退会手続きを行わない場合、当社が通知したギフトカード番号による Amazon プライムの利用期間終了後は、お客さまに Amazon プライム会費が課金されることとなりますので、ご注意ください。

お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

当社によるプラン変更・廃止について

- エンタメでんきの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、エンタメでんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、電気基本契約要綱（低圧）および電気個別要綱（エンタメでんき）に定めるとおりいたします。
- その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

エンタメでんきに関する重要事項説明書

【料金表】

■ 基本料金			■ 電力量料金		
契約電流	単位	料金	区分	単位	料金
10A	1月につき	768.56円	最初の120kWhまで	1kWhあたり	29.90円
15A		907.01円	120kWhをこえ 400kWhまで		35.91円
20A		1,045.46円	400kWhをこえる分		40.69円
30A		1,322.36円			
40A		1,599.26円			
50A		1,876.16円			
60A		2,153.06円			

解約金	あり（詳細は「契約種別の変更・解約について」をご確認ください）
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■ 適用

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

■ 割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

- ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
 - イ エンタメでんきの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ エンタメでんきの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

■ ポイント

料金連動ポイント	電気料金(税込)100円につき1ポイント
----------	----------------------

カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。

ポイントでんき（d）に関する重要事項説明書

ポイントでんき（d）の特徴

ポイントでんき（d）は、毎月の電気料金に応じて、dポイントが付与されるプランです。

dポイントの付与

- dポイントの付与を受けるには、dアカウントおよびdポイントクラブ会員資格を保有する必要があります。
- 電気の需給開始後に、カテエネに登録いただき、カテエネ経由でdアカウントのIDとパスワードを入力いただきます。この入力により、カテエネにお客さまのdポイントクラブ会員番号が登録されます。お客さまがdアカウントのIDとパスワードをカテエネに入力しない場合、dポイントは付与されません。
- dポイントは、毎月の電気料金に応じて、3（dポイントの計算方法）にもとづきお客さまに付与するdポイントを計算し、その結果を株式会社NTTドコモに提供します。当社から提供された情報にもとづき、当該月の翌月末日までに、株式会社NTTドコモからお客さまにdポイントが付与されます。dポイントの付与のため、当社は株式会社NTTドコモに対し、カテエネにご登録いただいたお客さまの情報を提供いたします。
- 次のイまたはロの事由が生じた場合、原則として、需給契約の廃止日または解約日が属する月およびその前月の電気料金に応じたdポイントは付与されません。
 - 基本要綱 39（需給契約の廃止）にもとづくお客さまによる需給契約の廃止
 - 基本要綱 41（解約等）にもとづく当社による需給契約の解約
- 付与されたdポイントは、株式会社NTTドコモが提供するdポイントクラブのWEBサイトにて確認することができます。
- お客さまがカテエネに登録したdアカウントのIDが失効した場合や、dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社NTTドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約に定めるdポイント付与のための条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、dポイントは付与されません。なお、上記事由により、dポイントが付与されなくなった場合であっても、ポイントでんき（d）の契約は継続されます。
- お客さまがカテエネ経由でdアカウントのIDとパスワードを入力されない場合、お客さまがカテエネに登録したdアカウントが失効した場合、dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、株式会社NTTドコモがdアカウント規約およびdポイント会員規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

dポイントの計算方法

お客さまに付与されるdポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることといたします。

電気料金	付与率
5,000円未満の場合	1%
5,000円以上7,000円未満の場合	2%
7,000円以上11,000円未満の場合	3%
11,000円以上13,000円未満の場合	4%
13,000円以上15,000円未満の場合	5%
15,000円以上の場合	6%

お客さまに付与するdポイントの計算に用いる電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものといたします。また、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

ポイントでんき（d）に関する重要事項説明書

その他

- （1） dアカウントに関する事項およびdポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントの内容に関する事項は、別途株式会社NTTドコモが定めるdポイント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくものといたします。
- （2） 当社は、ポイントでんき（d）の内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- （3） その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

料金表

■基本料金

区分	単位	料金
10A	1月につき	295.24円
15A		442.86円
20A		590.48円
30A		885.72円
40A		1,180.96円
50A		1,476.20円
60A		1,771.44円

■電力量料金

区分	単位	料金
最初の120kWhまで	1kWhあたり	30.00円
120kWhをこ300kWhまで		36.60円
300kWhをこえる分		40.69円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■適用

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

■割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

- （1） ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。
 - イ) ポイントでんき（d）の需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ) ポイントでんき（d）の料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- （2） ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- （3） ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

ポイントでんき（R）に関する重要事項説明書

ポイントでんき（R）の特徴

ポイントでんき（R）は、毎月の電気料金に応じて、楽天ポイントが付与されるプランです。

楽天ポイントの付与

- （1）楽天ポイントの付与を受けるには、楽天会員資格を保有している必要があります。
- （2）電気の需給開始後に、カテエネに登録いただき、カテエネ経由で楽天会員のIDとパスワードを入力いただきます。この入力により、カテエネにお客さまの楽天会員番号が登録されます。お客さまが楽天会員のIDとパスワードをカテエネに入力しない場合、楽天ポイントは付与されません。
- （3）楽天ポイントは、毎月の電気料金に応じて、3（楽天ポイントの計算方法）にもとづきお客さまに付与する楽天ポイントを計算し、その結果を楽天株式会社および楽天ペイメント株式会社に提供します。当社から提供された情報にもとづき、当該月の翌月末日までに、楽天株式会社からお客さまに楽天ポイントが付与されます。楽天ポイントの付与のため、当社は楽天株式会社に対し、カテエネにご登録いただいたお客さまの情報を提供いたします。
- （4）次のイまたはロの事由が生じた場合、原則として、需給契約の廃止日または解約日が属する月およびその前月の電気料金に応じた楽天ポイントは付与されません。
 - イ 基本要綱 39（需給契約の廃止）にもとづくお客さまによる需給契約の廃止
 - ロ 基本要綱 41（解約等）にもとづく当社による需給契約の解約
- （5）付与された楽天ポイントは、楽天株式会社が提供する楽天 PointClub のWEB サイトにて確認することができます。
- （6）お客さまがカテエネに登録した楽天会員のIDが失効した場合や、楽天会員を退会された場合その他の楽天株式会社が定める楽天会員規約および楽天ポイントカード利用規約に定める楽天ポイント付与のための条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、楽天ポイントは付与されないことや失効されることがございます。

なお、上記事由により、楽天ポイントが付与されなくなった場合であっても、ポイントでんき（R）の契約は継続されます。
- （7）お客さまがカテエネ経由で楽天会員のIDとパスワードを入力されない場合、お客さまがカテエネに登録した楽天会員が失効した場合、楽天会員規約および楽天ポイントカード利用規約にもとづく楽天ポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、楽天株式会社が楽天会員規約および楽天ポイントカード利用規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

楽天ポイントの計算方法

お客さまに付与される楽天ポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることといたします。

電気料金	付与率
5,000円未満の場合	1%
5,000円以上7,000円未満の場合	2%
7,000円以上11,000円未満の場合	3%
11,000円以上13,000円未満の場合	4%
13,000円以上15,000円未満の場合	5%
15,000円以上の場合	6%

お客さまに付与する楽天ポイントの計算に用いる電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものといたします。また、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

ポイントでんき（R）に関する重要事項説明書

その他

- （1）楽天会員に関する事項および楽天会員として利用可能なサービスその他の楽天ポイントの内容に関する事項は、別途楽天株式会社が定める楽天会員規約および楽天ポイントカード利用規約にもとづくものといたします。
- （2）当社は、ポイントでんき（R）の内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- （3）その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

料金表

■基本料金

区分	単位	料金
10A	1月につき	295.24円
15A		442.86円
20A		590.48円
30A		885.72円
40A		1,180.96円
50A		1,476.20円
60A		1,771.44円

■電力量料金

区分	単位	料金
最初の120kWhまで	1kWhあたり	30.00円
120kWhをこ300kWhまで		36.60円
300kWhをこえる分		40.69円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■適用

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

■割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

- （1）ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。
 - イ) ポイントでんき（R）の需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ) ポイントでんき（R）の料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- （2）ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- （3）ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

ポイントでんき（V）に関する重要事項説明書

ポイントでんき（Vポイント）の特徴

ポイントでんき（Vポイント）は、毎月の電気料金に応じて、Vポイントが付与されるプランです。

Vポイントの付与

- Vポイントの付与を受けるには、V会員の資格を保有している必要があります。またお手続きには、Yahoo! JAPAN IDが必要です。
- 電気の需給開始後に、カテエネに登録いただき、カテエネ経由でVポイント利用手続きをしていただきます。このお手続きをいただくことでVポイントが付与されます。
- Vポイントは、毎月の電気料金に応じて、（Vポイントの計算方法）にもとづきお客さまに付与するVポイントを計算し、その結果をCCCMKホールディングス株式会社に提供します。当社から提供された情報にもとづき、当該月の翌月末日までに、CCCMKホールディングス株式会社からお客さまにVポイントが付与されます。Vポイントの付与および「V会員規約」「ポイントサービス利用規約」に記載する目的のため、当社はCCCMKホールディングス株式会社に対し、カテエネにご登録いただいたお客さまの情報を提供いたします。
- 次のイまたはロの事由が生じた場合、原則として、需給契約の廃止日または解約日が属する月およびその前月の電気料金に応じたVポイントは付与されません。
 - 基本要綱 39（需給契約の廃止）にもとづくお客さまによる需給契約の廃止
 - 基本要綱 41（解約等）にもとづく当社による需給契約の解約
- 付与されたVポイントは、CCCMKホールディングス株式会社が企画運営するWebサイトである「Vポイントサイト」等で確認することができます。
- お客さまがカテエネをご利用手続きをしたVポイントが貯まるカードが失効した場合やV会員を退会された場合、その他CCCMKホールディングス株式会社が定める「ポイントサービス利用規約」および「V会員規約」にもとづくVポイント付与のための条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、Vポイントは付与されません。なお、上記事由により、Vポイントが付与されなくなった場合であっても、ポイントでんき（Vポイント）の契約は継続されます。
- お客さまがカテエネ経由でVポイント利用手続きをされない場合、お客さまがカテエネをご利用手続きをしたVポイントが貯まるカードが失効した場合、「ポイントサービス利用規約」および「V会員規約」にもとづくVポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、「ポイントサービス利用規約」および「V会員規約」が変更された場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

Vポイントの計算方法

お客さまに付与されるVポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることいたします。

電気料金	付与率
5,000円未満の場合	1%
5,000円以上7,000円未満の場合	2%
7,000円以上11,000円未満の場合	3%
11,000円以上13,000円未満の場合	4%
13,000円以上15,000円未満の場合	5%
15,000円以上の場合	6%

お客さまに付与するVポイントの計算に用いる電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものといたします。また、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

ポイントでんき（V）に関する重要事項説明書

その他

- (1) V 会員に関する事項および V 会員として利用可能なサービスその他の V ポイントの内容に関する事項は、「ポイントサービス利用規約」および「V 会員規約」にもとづくものといたします。
- (2) 当社は、ポイントでんき（V ポイント）の内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

料金表

■基本料金

区分	単位	料金
10A	1 月につき	295.24 円
15A		442.86 円
20A		590.48 円
30A		885.72 円
40A		1,180.96 円
50A		1,476.20 円
60A		1,771.44 円

■電力量料金

区分	単位	料金
最初の 120kWh まで	1kWh あたり	30.00 円
120kWh をこ 300kWh まで		36.60 円
300kWh をこえる分		40.69 円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■適用

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

■割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

- (1) ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。
 - ポイントでんき（Vポイント）の需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ポイントでんき（Vポイント）の料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- (2) ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- (3) ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

JO1 でんきに関する重要事項説明書

料金の特徴

- JO1 でんきは、大阪ガス株式会社および吉本興業株式会社が開催する、ご契約者さま限定のJO1 でんきオンラインイベント（以下「オンラインイベント」といいます。）が視聴できるJO1 でんきシリアルコード（以下「シリアルコード」といいます。）、およびJO1 でんきオリジナルグッズ（以下「オリジナルグッズ」といいます。）が付帯したプランです。

契約期間について

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月をひと月目として12か月目の月の末日といたします。**

シリアルコードについて

- 株式会社CDエナジーダイレクト（以下、「当社」といいます。）は、JO1 でんきを契約のお客さまに対して、JO1 でんきを新たに契約したとき（当社の他の契約プランからの変更を含みます。）には、料金適用開始の日が属する月の翌月中旬頃にJO1 でんきシリアルコードを通知いたします。また、契約を継続されたときには、新たな契約期間の開始月の中旬頃にシリアルコードを通知いたします。
- シリアルコードを利用いただくには、株式会社Fanplusが提供する、Plus member IDが必要です。
- シリアルコード通知ハガキに記載されている所定の登録方法にて、お客さまご自身でシリアルコードを入力していただきます。
- シリアルコードを入力することで、オンラインイベント1公演を視聴することができます。
- シリアルコードを受け取られましたら、速やかに入力してください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- シリアルコードの通知後は、事情に関わらず、新たなシリアルコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- オンラインイベントに関する事項は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
- オンラインイベントは原則として年1回開催されます。需給契約の成立のタイミングによっては、オンラインイベントが当該契約期間内に開催されない場合がございます。なお、シリアルコードは当該契約期間終了後も使用可能です。
- 非常変災等やむをえない理由により、オンラインイベントを延期または中止する場合があります。この場合は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法によりご案内いたします。

オリジナルグッズについて

- 当社は、JO1 でんきを契約のお客さまに対して、JO1 でんきを新たに契約したとき（当社の他の契約プランからの変更を含みます。）、または、JO1 でんきの契約を継続されたときに、オリジナルグッズを送付いたします。
- オリジナルグッズは、JO1 でんきの需給契約が成立した日、もしくは契約を更新した日から3か月以内に当社が適当と判断する方法で送付いたします。
- オリジナルグッズの内容は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- オリジナルグッズの内容は原則として1年ごとに変更いたします。変更内容は、あらかじめ当社のホームページに公表いたします。
- 需給契約の成立のタイミングによっては、お申込み時点と異なるオリジナルグッズが送付される場合があります。
- 年間で複数回申込み・解約を繰り返した場合など、当社が適当でないと判断した場合、オリジナルグッズの送付を遅らせる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- オリジナルグッズの送付後は、当社に責めがある場合を除きオリジナルグッズの再送付・返却および交換はできません。当社に責めがある場合であっても、オリジナルグッズの使用状況または在庫状況等によっては交換に応じられないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 配送業者の事情による遅配等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

JO1 でんきに関する重要事項説明書

抽選特典について

- 抽選特典付与の対象となるお客さまは、当社が原則として1年間に一度行う、抽選により決定するものとします。抽選の対象となるのは、抽選時点で需給契約が成立しているお客さまに限り、なお、お客さまのお申込みから受給契約の成立まで時間を要することがありますので、ご了承ください。
- 抽選特典の内容は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断する方法により公表いたします。
- 抽選特典の内容は、変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 抽選の結果については、郵送その他当社が適当と判断する方法により当選されたお客さまのみに通知するものとします。郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。

契約の更新について

- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。
- **原則として契約期間満了日までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について書面等による申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。**
- 契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。

契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、需給契約の廃止（他社へのスイッチングを含みます。）、当社による解約、他の契約プランへの変更により、お客さまにJO1でんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約期間満了日までの残存期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1か月あたり330円を乗じた金額を解約金として当社にお支払いいただきます。ただし、料金適用開始の日が属する月（契約を継続されたときの、新たな契約期間の開始月を除きます。）または契約期間満了日が属する月の前月1日から契約期間満了日までの期間に、お客さまにJO1でんきの適用がなくなった場合は、当社は解約金をいたしません。

お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

当社によるプラン変更・廃止について

- JO1でんきの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- 当社の都合により、JO1でんきを廃止する場合は、書面等当社が適当と判断した方法により通知いたします。

その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、JO1でんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、電気基本契約要綱（低圧）、電気個別要綱（JO1でんき）に定めるとおりといたします。
- その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

JO1 でんきに関する重要事項説明書

【料金表】

■基本料金

契約電流	単位	料金
10A	1月につき	691.90 円
15A		830.35 円
20A		968.80 円
30A		1,245.70 円
40A		1,522.60 円
50A		1,799.50 円
60A		2,076.40 円

■電力量料金

区分	単位	料金
最初の 120kWh まで	1kWh あたり	29.90 円
120kWh をこえ 400kWh まで		36.69 円
400kWh をこえる分		40.69 円

解約金	あり（詳細は「契約種別の変更・解約について」をご確認ください）
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■適用

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

■割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

- ① ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
 - イ JO1でんきの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ JO1でんきの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- ② ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- ③ ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

■ポイント

料金連動ポイント	電気料金(税込)100 円につき 1 ポイント
----------	-------------------------

カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。

radiko でんきに関する重要事項説明書

料金の特徴

- radiko でんきは、株式会社 radiko が提供する「radiko プレミアム ダブルプラン」（以下、「radiko プレミアム」といい、発行されるクーポンコードを「radiko プレミアムクーポンコード」といいます。）がセットになったプランです。radiko プレミアムの年間利用料金は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

radiko プレミアムクーポンコードについて

- 株式会社 C D エナジーダイレクト（以下、「当社」といいます。）は、radiko でんきをご契約のお客さまに対して、radiko でんきを新たに契約したときには、料金適用開始の日が属する月の翌月中旬頃に、当社の他の契約プランから変更されたときには、契約期間の開始月の翌月中旬頃に、また、契約を更新されたときには、新たな契約期間の開始月の中旬頃に、radiko プレミアムクーポンコードをハガキ等当社が適当と判断する方法で通知いたします。
- radiko の WEB サイト上にて、お客さまご自身で radiko プレミアムクーポンコードを入力いただくことにより、入力日から 1 年間、radiko プレミアムをご利用いただくことができます。
- radiko プレミアム会員期間中に重ねて次の radiko プレミアムクーポンコードを入力することはできませんので、radiko プレミアム会員期間終了後に次の radiko プレミアムクーポンコードを入力してください。
- radiko プレミアムクーポンコードを受け取られましたら、所定期間内に入力してください。なお、現在 radiko プレミアム会員の方は、既存の radiko プレミアムの契約を解約いただいたのちに、radiko プレミアムクーポンコードを入力いただく必要があります。
- radiko プレミアムクーポンコード登録前に radiko プレミアムをご契約される場合、radiko プレミアムクーポンコードを登録されるまでの期間の radiko プレミアム利用料金は、お客さま負担となりますので、ご注意ください。（さかのぼって radiko プレミアムクーポンコードを適用することはできません。）
- radiko プレミアムクーポンコードを登録後、radiko プレミアムクーポンコード有効期間中に radiko プレミアムを解約すると当該クーポンコードは無効となりますので、ご注意ください。
- radiko プレミアム会員期間満了後は、次の radiko プレミアムクーポンコードを入力しない限り、radiko プレミアムのサービスはご利用できません。radiko プレミアム会員期間満了後、お客さまが何らの手続きをすることなく radiko プレミアム利用料金が課されることはありません。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- radiko プレミアムクーポンコードの通知後は、事情に関わらず、新たな radiko プレミアムクーポンコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- radiko プレミアムクーポンコードを当社の電気・ガス料金等へ充当することはできません。
- radiko プレミアムのサービス内容については、株式会社 radiko が定める、ユーザー規約および会員規約に基づくものといたします。ユーザー規約および会員規約の変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。

契約期間について

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月（当社の他の契約プランから変更されたときには契約が成立した日が属する月）をひと月目として 12 か月目の月の末日といたします。

契約の更新について

- ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。

radiko でんきに関する重要事項説明書

契約種別の変更・解約について

- **契約期間途中で、需給契約の廃止（他社へのスイッチングを含みます。）、当社による解約、他の契約プランへの変更により、お客さまに radiko でんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1か月あたり385円※を乗じた金額を解約金として当社にお支払いいただきます。また、解約金は radiko プレミアムクーポンコードのご使用有無にかかわらず請求いたします。ただし、料金適用開始の日が属する月（契約を継続されたときの、新たな契約期間の開始月を除きます。）または契約期間満了日が属する月の前月1日から契約期間満了日までの期間に、お客さまに radiko でんきの適用がなくなった場合は、当社は解約金をいたしません。**なお、お客さまに本需給契約の適用がなくなった場合でも、radiko プレミアム会員期間が満了するまで、お客さまは引き続き radiko プレミアムを利用することができます。
※需給開始日が2026年4月1日以降の場合、解約金は865円×残存月数となります。

お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

当社によるプラン変更・廃止について

- radiko でんきの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、radiko でんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 当社は、販売委託先と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては、名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について、当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。
- 詳細の運用等については、電気基本契約要綱（低圧）および電気個別要綱（radiko でんき）に定めるとおりといたします。
- その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

【料金表】

〈2026年3月検針分まで〉

■ 基本料金

契約電流	単位	料金
10A	1月につき	661.90円
15A		800.35円
20A		938.80円
30A		1,215.70円
40A		1,492.60円
50A		1,769.50円
60A		2,046.40円

■ 電力量料金

区分	単位	料金
最初の120kWhまで	1kWあたり	29.90円
120kWhをこえ400kWhまで		35.91円
400kWhをこえる分		40.69円

radiko でんきに関する重要事項説明書

〈2026年4月検針分以降〉

■基本料金

契約電流	単位	料金
10A	1月につき	1,061.90円
15A		1,200.35円
20A		1,338.80円
30A		1,615.70円
40A		1,892.60円
50A		2,169.50円
60A		2,446.40円

■電力量料金

区分	単位	料金
最初の120kWhまで	1kWあたり	29.90円
120kWhをこえ 400kWhまで		35.91円
400kWhをこえる分		40.69円

解約金	あり (需給開始日が2026年3月31日以前：385円(税込)×残存月数、 需給開始日が2026年4月1日以降：865円(税込)×残存月数)
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■適用

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

■割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

- ① ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
 - イ) radikoでんきの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ) radikoでんきの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- ② ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- ③ ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

■ポイント

料金連動ポイント	電気料金(税込)100円につき1ポイント
----------	----------------------

カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。

CD グリーンでんきに関する重要事項説明書

CDグリーンでんきの特徴

- (1) CDグリーンでんきは、当社がお客さまに供給する電気にあわせて、当社が調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気のCO2排出量を実質ゼロとします。
- (2) CDグリーンでんきに用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものを活用します。

電源構成比及び非化石証書の使用状況

CDグリーンでんきにおける非化石証書の使用状況の実績値及び計画値については、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、今年度の計画値は、以下の通りです。

非化石証書：非化石証書（再エネ指定）100%

【非化石証書の使用状況について】

URL: <https://www.cdedit.co.jp/plan/denki/cdgreen/>



免責事項

非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や、実質的にCO2排出量がゼロにならない場合もあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

その他

- (1) 現在ご契約の料金メニューによっては、CDグリーンでんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- (2) 詳細の運用等については、電気基本契約要綱（低圧）および電気個別要綱（CDグリーンでんきB）、電気個別要綱（CDグリーンでんきC）に定めるとおりといたします。
- (3) その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

CD グリーンでんきに関する重要事項説明書

【料金表】

(1) CDグリーンでんき B				
			単位	料金 (税込)
基本料金 (1 か月あたり)	契約電流	10A	1 契約	411.75 円
		15A		617.63 円
		20A		823.50 円
		30A		1,235.25 円
		40A		1,647.00 円
		50A		2,058.75 円
		60A		2,470.50 円
電力量料金	第 1 段階料金	120kWh まで	1kWh	29.80 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで		36.40 円
	第 3 段階料金	300kWh を超えたもの		40.49 円
解約金	なし			
燃料費調整	あり			
燃料費調整の上限	なし			
■ 割引				
ガスセット割	0.5%			
■ ポイント				
料金連動ポイント	電気料金 (税込) 100 円につき 5 ポイント			
カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。				

【適用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

【割引】

- ① ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
 - イ CDグリーンでんきBの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ CDグリーンでんきBの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- ② ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- ③ ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

CD グリーンでんきに関する重要事項説明書

(2) CDグリーンでんきC

		単位	料金 (税込)
基本料金 (1 か月あたり)		1kVA	411.75 円
電力量料金	第 1 段階料金	120kWh まで	29.80 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで	36.40 円
	第 3 段階料金	300kWh を超えたもの	40.49 円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■ 割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

■ ポイント

料金連動ポイント	電気料金 (税込) 100 円につき 5 ポイント
----------	---------------------------

カテエネポイントの付与にはカテエネサイトへの登録が必要です。

【適用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が6キロボルトアンペア以上である需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

【割引】

- ① ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
 - イ CDグリーンでんきCの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
 - ロ CDグリーンでんきCの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- ② ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- ③ ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

株式会社CDエナジーダイレクト

(小売電気事業者 登録番号 A0490)

代表取締役社長 武村 勝博

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9時～19時・土日、祝日、1/2、1/3 9時～17時